

留守家庭児童育成室 令和5年4月入室分の受け付け

閩放課後子ども育成室
(TEL6384・1599 FAX6380・6771)

申9月30日(金)～11月30日(木)に所定の用紙を放課後子ども育成室へ送付。用紙は8月29日から放課後子ども育成室や、留守家庭児童育成室、出張所、保育所などで配布しています。

税に関する証明書などの発行手数料 キャッシュレス決済が可能に

閩税制課(TEL6384・1244)か
資産税課(TEL6384・1245)、
いずれも(FAX6368・7344)

税制課と資産税課の窓口で発行する証明書の手数料の支払いに、9月上旬から現金のほか、キャッシュレス決済も利用できるようになります。



市ホームページ

詳しくは、市ホームページへ。

令和3年度分は9月30日(金)までに申請を 住民税非課税世帯などに対する 臨時特別給付金

閩市臨時特別給付金コールセンター
(TEL0570・006・180＝午前9時～午後5時30分。土・日曜日、祝・休日は除く)か
福祉総務室(FAX6368・7348)

対象世帯に10万円を支給します。詳しくは、市ホームページへ。

☑令和3年12月10日時点で、市に住民票があり世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。生活保護世帯も含む。

対象と思われる世帯に支給要件確認書を郵送しました。

☑9月30日(金)までに送付された確認書に必要事項を記入し、郵送で同室へ。消印有効。



同給付金のページ

ひとり親家庭医療証の更新を

閩子育て給付課
(TEL6384・1470 FAX6368・7349)

現在の同証の有効期限は、10月31日(月)です。9月30日(金)までに同課で更新手続きをしてください。児童扶養手当の現況届提出時に手続き済みの人は不要です。

9月は第3期分の納期 固定資産税・都市計画税

閩納税課
(TEL6384・1283 FAX6368・7344)

納税は、便利で確実な口座振替か自動払込を利用してください。

インボイス制度 説明会

閩市民税課
(TEL6384・1248 FAX6368・7344)

令和5年10月1日(日)から開始される同制度の基本的な仕組み、登録申請手続きなどについて。

とき	ところ	
9月8日(木)	午前10時30分～11時30分	
9月16日(金)	さんくす3番館(朝日町)の吹田納税協会会議室	
9月26日(月)		午後1時30分～2時30分
10月4日(火)		
10月12日(水)	午前10時30分～11時30分	
10月20日(木)	午後1時30分～2時30分	
10月28日(金)	午前10時30分～11時30分	

定各先着15人。

☑各開催日の3開署日前までに吹田税務署(TEL6330・3911)へ。

インボイス制度について詳しくは、国税庁ホームページを確認してください。



インボイス制度について

マイナンバー臨時窓口を開設

閩市マイナンバーコールセンター
(TEL6318・7775 FAX6368・7346)

マイナンバーカードの申請や受け取りなどができます。混雑した場合、早めに受け付けを終了することがあります。

	とき	ところ
申請のみ	9月1日(木)～25日(日) 午前10時～午後6時 (9月8日(木)は除く)	イズミヤ千里丘店
申請・受け取り	9月19日(月・祝) 午前9時～正午	市役所高層棟1階 133番窓口



重要な手続きや
制度改正などを
お知らせします。

必ず
読んでね

来庁せずにできる 手続きについて

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市役所への来庁が必須でない手続きについては、郵送や電子申請、電子メールなどを利用し、市役所の混雑緩和に協力をお願いします。

来庁せずにできる手続きについて詳しくは市ホームページへ。



住宅改修で固定資産税を減額

閩資産税課(TEL6384・1247 FAX6368・7344)

☑いずれも令和6年3月31日(日)までに工事が完了したもの。

☑いずれも工事完了後、原則3か月以内に所定の用紙を同課へ送付。

省エネ改修

省エネ基準に適合する以下の工事を行った場合、翌年度分の家屋に係る固定資産税額の3分の1を減額します。1戸当たり120㎡まで。1回限りの適用。耐震改修減額の適用を受けている期間は不可。

▶**対象物件**平成26年4月1日以前に建築した床面積が50～280㎡の住宅。貸家部分は除く。

▶**対象工事**自己負担額が(1)断熱改修に係る工事※1で60万円を超えるもの(工事完了日が令和4年3月31日までのものは50万円を超えるもの)か、(2)断熱改修に係る工事で50万円を超え、その他の工事※2と合わせて60万円を超えるもの。

※1 断熱改修に係る工事…複層ガラスや二重サッシ化などの窓の改修(必須)、床・天井・壁の断熱改修

※2 その他の工事…太陽光発電装置設置工事、高効率空調機設置工事、高効率給湯器設置工事、太陽熱利用システム設置工事

バリアフリー改修

以下のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度分の家屋に係る固定資産税額の3分の1を減額します。1戸当たり100㎡まで。1回限りの適用。耐震改修減額の適用を受けている期間は不可。

▶**対象物件**次のすべての要件を満たす住宅。◇65歳以上の人、要介護・要支援認定を受けている人、障がい者のいずれかの人が居住している。◇床面積が50～280㎡の築10年以上の住宅。賃貸住宅は除く。

▶**対象工事**浴室の改良、トイレの改良、階段の勾配の緩和、廊下の拡幅、手すりの設置、床の段差解消、引き戸への取り換え、床の滑り止め化の工事で自己負担額が50万円を超えるもの。

耐震改修

耐震基準に適合する以下の工事を行った場合、翌年度分の家屋に係る固定資産税額の2分の1を減額します。1戸当たり120㎡まで。省エネ改修減額、バリアフリー改修減額の適用を受けている期間は不可。

▶**対象物件**昭和57年1月1日以前に建築された住宅。
▶**対象工事**現行の耐震基準に適合する工事を行い、自己負担額が50万円を超えるもの。

後期高齢者医療保険のお知らせ

☎国民健康保険課

(TEL)6384・1241(FAX)6368・7347)

☎75歳以上か、後期高齢者医療障がい認定を受けた65歳以上の人

■新しい後期高齢者医療被保険者証(薄黄色)を発送

全被保険者に、有効期限が令和4年10月1日(出)～令和5年7月31日(月)で、窓口負担割合が1割・2割・3割のいずれかとなっている被保険者証を9月中に発送します。

■医療費の窓口負担割合が変わります

10月1日(出)から、現役並みの所得者に該当せず、世帯内の被保険者のうち住民税課税標準額が28万円以上の人がいる場合で一定以上の所得の人は、2割負担となります。

新たに2割負担になる人への配慮措置

令和7年9月30日(火)までは、通院でかかる医療費について、1か月当たりの負担増加額が3000円までとなる配慮措置があります。また、事前に高額療養費の振込口座の登録ができるよう、申請書を発送する予定です。

小学校就学時健康診断

☎保健給食室

(朝日町TEL)6155・8152(FAX)6383・6017)

☎10月12日(水)～12月7日(水)。詳しくは市ホームページで確認できます。☎来年4月に小学校へ入学する平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれの幼児。対象児童の保護者に、10月初旬に案内を送ります。10月11日(火)までに届かない場合は同室へ。



市ホームページ

就業構造基本調査に協力を

☎総務室

(TEL)6384・1627(FAX)6337・1631)

国民の就業状態を調べるため、10月1日を基準日として就業構造基本調査を全国一斉に実施します。調査の結果は、国や地方公共団体における雇用対策など各種施策に活用されます。8月下旬から、国が指定する地区内の全世帯に統計調査員が訪問します。調査を依頼する世帯には、9月下旬から調査票を配布するので、調査票の記入など協力をお願いします。

国民健康保険 自動音声による電話案内を試験実施

☎国民健康保険課

(TEL)6384・1240(FAX)6368・7347)

国民健康保険料の口座振替ができなかった人に対して、9月～3月に試験的に行います。対象者には、TEL)050・1807・1203から自動音声電話やショートメールで国民健康保険料口座振替不能のお知らせをします。

指定難病・特定疾患に給付金

☎障がい福祉室

(TEL)6384・1347(FAX)6385・1031)

対象者に3万2400円を支給します。

☎9月1日(水)時点で、市内在住で指定難病が特定疾患にかかっている市・府民税非課税の人。吹田市障がい者福祉年金の受給資格者は除く。

☎9月1日(水)～30日(金)に特定医療費(指定難病)受給者証が特定疾患医療受給者証、印鑑、本人名義の銀行通帳を持って、障がい福祉室か障がい者相談支援センターへ。令和4年1月1日時点で、市外に住んでいた人は令和4年度非課税証明書など課税状況を確認できるものが必要。特定疾患登録証での申請はできません。